

(1) 平成25年度事業計画

1 静風流による煎茶道文化普及事業（定款第5条第1項第1号、3号、6号）

(1) 事業内容

ア 普及関連事業

[事業内容] 広く一般に煎茶道を紹介する機会を多く持ちたいことから、8月を除く毎月当法人の管理する「静風苑」において、一般も参加しうる茶会を開催し、また関係する団体が開催する事業には積極的に参加することで、煎茶道に関する認知度を高め、また優れた人材を育成していく。

4月3日～8日 駿府各流大茶会への参加（静岡伊勢丹にて）5席開筵

4月23日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

5月14日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

5月18日 全日本煎茶道連盟・全国煎茶道大会茶会への参加（約300名参加）

6月25日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

7月23日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

7月28日 夏休み親子煎茶道教室（静岡市丸子、静風苑）

8月4日 夏の研修茶会・静風流理事会

8月24日、25日 全日本煎茶道連盟 夏期大学京都参加

9月24日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

10月下旬 ジャパンウィーク・ポズナム（ポーランド）参加

10月29日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

11月26日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

12月17日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

1月13日 新年茶会（研修茶会）、静風流総会（ホテルアソシア静岡）

1月21日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

2月25日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

3月25日 月例茶祭（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）

その他必要な事業

- ・各地区学校及び公共施設での呈茶及びお茶の入れ方教室の開催
（静岡、三重、福井その他の各県内）
- ・静風流各地区静風会による茶会の開催

イ 普及のための教授者育成に関する事業

[事業内容]

優秀教授者の顕彰、永年教授者の顕彰

ウ 会報の発行（年6回）

[事業内容]

会員等への情報発信と煎茶道文化の啓蒙を目的とする。

一般向けにはホームページ上での情報発信とする。

会報の名称 「静風」

作成部数 1.300部

配布先	一定の資格以上の会員（＝法人に年会費を納めている会員） ただし配布を会員限定とはしていない。
無償配布	会員外の希望者には、要望があれば差し上げることができ、その場合、送料の負担程度をお願いします。

(2) 財源等

臨時会費収入、実施事業等会計 共通 の収益

2 国風華道による華道文化普及事業（定款第5条第1項第2号、3号、6号）

(1) 事業内容

ア 普及関連事業、

[事業内容] 華展の開催及び、その準備として会議の開催し、各地区との緊密な連絡を取りながら、魅力あるいけばな展を開催していく。また国風華道の持つ伝統を踏まえた先進性を、少しでも多くの機会に発表していくため、関連する団体のいけばな展には積極的に参加していくものとする。

- ・国風華道理事会（6月30日、26年1月下旬）
- ・関連する団体の開催するいけばな展に参加。支部による華展参加の推進
（日本いけばな芸術展、及び地域主催の華道展に出品）

イ 普及のための人材育成に関する事業

- ・いけばな技術研修会の実施（9月29日・高崎市、26年3月2日・藤枝市にて開催）
- ・優秀教授者の顕彰、永年教授者の顕彰

ウ 会報の発行（年1回）

会員及び一般への情報発信といけばな文化の啓蒙を目的とする。

会報の名称 「国 風」

作成部数 1. 200部

配布先 一定の資格以上の会員（＝法人に年会費を納めている会員）を通じて、一般まで。主たる会員には、複数冊の会報を送付し、一般への配布を求める。

無償配布 ただし一般からの要望で郵送を希望される場合は、実費程度の送料負担をお願いします。

(2) 財源等

臨時会費収入 実施事業等会計 共通 の収益

3 煎茶道文化及び華道文化に関する調査研究（定款第5条第1項第4号）

(1) 事業内容

ア 煎茶道関連

[近世の煎茶文化についての調査研究]

法人内に研究部会を設置し、幕末から明治に亘る、煎茶道黎明期の様式、作法を古典資料から調査し、今後の煎茶道が正しくその精神を継承していくことを確認するために行うものとする。

イ いけばな関連

〔新花型の創案〕

伝統文化であるいけばながこれからの生活文化においても、その真髄を継承しながら生き続けるために、新しい生活様式においても存在しうるいけばなを追及していくものとする。そのため法人内に研究部会を設置し新しい基本の制定と普及を目的とする。

ウ 上記ア、イの成果についてはホームページまたは会報上で広く一般に公表していく。

(2)財源等

臨時会費収入 実施事業等会計 共通 の収益

4 施設推進管理事業（定款第5条第1項第5号）

(1) 趣旨（目的）

当法人の活動の拠点となる、静風苑及び本部会館を安定的に使用するため、その維持管理活動をしていくことを目的とする。

(2) 事業内容

〔静風苑及び本部会館の維持管理〕

静風苑建物及び庭園、本部会館の維持修繕及び清掃 他

(3)財源等

臨時会費収入 実施事業等会計 共通 の収益